

告示

埼玉県告示第三百六十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の認可をしたので、同条第七項の規定により公示する。

平成二十八年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

- 一 漁業権者の名称及び住所
秩父漁業協同組合
埼玉県秩父市荒川久那四千一番地一
- 二 漁業権の免許番号
共第一号及び共第四号
- 三 変更の内容

第五条の表中「区域」の次に「及び第7条第2項の特設釣区」を加える。
第六条第一項の表を次のように改める。

ア 区域	イ 期間
吉田川（秩父市上吉田、合角ダム上流200mから下流300mまでの区域）	1月1日から 12月31日 まで
滝の沢（全川、小森川支流）	
浦山川（秩父市荒川久那、浦山ダム上流200mから下流300mまでの区域）	
荒川（秩父市大滝、二瀬ダム上流200mから下流300mまでの区域）	
中津川（秩父市中津川、滝沢ダム上流400mから下流300m・貯砂ダム上下流300mまでの区域）	
小山川（皆野町全区域）	
牛喰沢（全川）	
永井谷沢川（全川）	
大栗沢川（全川）	
ムジナ沢（全川）	
ガク沢（全川）	
信濃沢（全川）	
金蔵沢（全川）	

- 四 変更後の遊漁規則の施行の日
平成二十八年二月二十九日